

第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定)の実施状況の評価

第1 損害回復・経済的支援等への取組

項目	講じられた主な施策	評価
1 損害賠償の請求についての援助等	・日本司法支援センターによるカウンセラー費用等の公費負担	平成26年4月から日本司法支援センターによる弁護士等との打合せへのカウンセラー同席費用立替制度が実施されている。これは、加害者に対する損害賠償請求に当たって犯罪被害者等の負担軽減に効果があるものといえる。引き続き、同制度の周知を図り、その活用を促進していく必要がある。
2 給付金の支給に係る制度の充実等	・現行の犯罪被害給付制度の運用改善 ・海外での犯罪被害者に対する経済的支援 ・犯罪被害給付制度の拡充(児童虐待等と認められる親族間犯罪の場合における特例規定の見直し等) ・カウンセリング等心理療法の費用の公費負担	犯罪被害者等給付金の早期の支給に努めることにより、平均裁定期間が短縮傾向にあるなど、運用の改善が図られているといえる。引き続き、本給付の迅速な裁定に努めるとともに、犯罪被害者等の要望を踏まえ、仮給付制度の一層の活用を図っていく必要がある。 平成26年3月、犯罪被害者等施策推進会議において、海外での犯罪被害者に対する経済的支援をスタートさせるべきとの提言を盛り込んだ「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」取りまとめに従った施策の推進について決定した。引き続き、その具体化に向けた取組を推進していく必要がある。 特例規定の見直しは、近年、社会問題化している事案等に対する適切な対応として評価できる。今後は、都道府県警察等の支援の現場に対して、今回の見直しの趣旨や内容等について周知徹底を図りつつ、運用状況を見守って行く必要がある。 平成25年3月の犯罪被害者等施策推進会議決定(「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」の最終取りまとめに従った施策の実施の推進について)を踏まえ、警察庁の下で開催された「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」における提言内容を早期に実現するため、予算を確保していく必要がある。
3 居住の安定	・公営住宅への優先入居等 ・被害直後及び中期的な居住場所の確保	公営住宅への優先入居等にあっては、着実に推進されているといえる。 また、虐待児童やDV・ストーカー被害者の一時保護について、犯罪被害者等の個々の状況に応じて保護期間が延長されるなど柔軟な対応がなされているほか、加害者等の追求から逃れるため、都道府県域を超えて一時保護・施設入所が行われるなど広域的な対応が取られており、犯罪被害者等の居住場所の確保について適切に運用されているといえる。 引き続き、犯罪被害者等の利便性も考慮しつつ、犯罪被害者等の居住場所の確保について取り組んでいく必要がある。
4 雇用の安定	・被害回復のための休暇制度の周知・啓発	被害回復のための休暇制度について、いまだに十分な認知がなされていない状況にあるといえる。引き続き、民間企業のほか、行政機関も含めて社会全体として被害回復のための休暇制度の認知度を高めていく取組を行っていく必要がある。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

項目	講じられた主な施策	評価
1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	・「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等 ・犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進 ・ワンストップ支援センターの設置促進	PTSD(心的外傷後ストレス障害)専門家の養成研修等が行われ、精神保健福祉センター、病院、保健所等でPTSDを抱える地域住民等に対する相談支援が実施されるなど、各施設での活動の充実が図られているといえる。引き続き、同研修内容の充実を図るなどし、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を推進していく必要がある。 「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を改訂し、PTSDに関する記述を明記するとともに、医療系の学部関係者が参加する各種会議で第2次犯罪被害者等基本計画の内容を紹介し、各大学におけるカリキュラム改革の取組を要請すること等により、犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進が図られているといえる。今後は、より幅広い犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進について検討していく必要である。 平成22年度に実施した性犯罪被害者対応拠点(ハートフルステーション・あいち)モデル事業の検証結果等を踏まえ、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」が作成され、広く関係者に配布すること等により、地域における性犯罪被害者支援体制整備を促進する環境づくりに向けた関係者の意識付け等が図られているとともに関係機関・団体と連携を図りながら、性犯罪被害者のニーズを十分考慮した支援が推進されているといえる。 今後は、これらを踏まえ、性犯罪被害者が必要とする支援が迅速かつ適切に提供されるよう、地域の実情や活用できる資源に応じた取組を促進していく必要がある。
2 安全の確保	・判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施	犯罪被害者等に対する判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報提供の拡充が図られた。今後は、必要に応じて、犯罪被害者等に対して、提供する情報の内容について、分かり易く説明することなどを検討する必要がある。 今後とも、被害の拡大及び再被害の防止の観点から、被害者の安全確保のための取組を強化していく必要がある。
3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等	・職員等に対する研修の充実等	犯罪被害者等に接する職員等に対する研修を充実させることにより、犯罪被害者等の心情に対する理解を深めさせていると評価することができるが、犯罪被害者団体等からは、引き続き犯罪被害者等の心情等に配慮した対応を望む声があることから、今後とも、職員等に対する研修の一層の充実を図っていく必要がある。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

項目	講じられた主な施策	評価
1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等	・被害者参加人に対する旅費等の支給 ・被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件緩和	被害者参加人に対する旅費等の支給、被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和により、犯罪被害者等が被害者参加する際の経済的負担の軽減が図られた。今後は、必要に応じて、犯罪被害者等の意見等も踏まえつつ、これらの活用状況について検証を行い、改善すべき問題点等が認められれば、改善していく必要がある。

第4 支援等のための体制整備への取組

項目	講じられた主な施策	評価
1 相談及び情報の提供等	・地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等 ・ストーカー事案への適切な対応	犯罪被害者等に関する総合的対応窓口が未設置の市町村があることから、引き続き、その設置について促進していく必要がある。また、既に総合的窓口が設置されている地方公共団体に対しては、犯罪被害者等に対する適切な対応がなされるよう、その充実を促進していく必要がある。 ストーカー事案に一元的に対処するための体制が全国の警察本部に確立され、迅速かつ的確な対応の徹底が図られているほか、「被害者の意思決定支援手続」や「危険性判断チェック票」の導入、保護観察所、婦人相談所、日本司法支援センター等の関係機関との連携、協力等、被害の拡大及び再被害の防止対策の推進が図られているといえる。引き続き、関係省庁が緊密に連携して被害者支援の取組を推進していく必要がある。
2 調査研究の推進等	・「犯罪被害者等の精神健康の状況とその回復に資する研究」や「犯罪被害実態調査」の実施	関係省庁において、犯罪被害者等に関する各種調査研究が実施された。引き続き、必要に応じて、犯罪被害者等の置かれた状況等に関する調査研究を実施し、その成果を踏まえた施策を推進していくとともに、成果にあつては、犯罪被害者等に対する国民の理解の増進を図るため、広く公表していく必要がある。
3 民間の団体に対する援助	・犯罪被害者等早期援助団体に対する指導	都道府県公安委員会が指定した「犯罪被害者等早期援助団体」に対して、適正かつ確実な支援を行うために必要となる支援体制や情報管理体制、職員に課される守秘義務等についての情報提供や必要な助言等適切な指導が行われているといえる。 民間団体による適切な被害者支援活動が行われるよう、引き続き、犯罪被害者等早期援助団体を含む民間被害者支援団体の運営及び活動に協力していく必要がある。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

項目	講じられた主な施策	評価
1 国民の理解の増進	・「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施	毎年、犯罪被害者週間にあわせて、各地でイベントが開催されるなど、集中的な啓発活動が推進されているが、今後も、犯罪被害者等の置かれた状況等について、より広く国民に理解してもらい、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図っていく必要がある。

○総括

第2次犯罪被害者等基本計画は、犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）に引き続き、4つの基本方針及び5つの重点課題を掲げ、これらに基づき、関係省庁が横断的かつ総合的な施策を展開してきた。これら施策にあつては、着実に推進が図られ、一定の成果をあげたものと評価できる。

しかしながら、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体等からは、依然として、広範囲・多岐にわたる要望・意見が寄せられており、中長期的な支援を含め更なる取組の強化を図っていく必要がある。また、性犯罪や児童虐待の被害者など被害に遭ったにもかかわらず、自ら声をあげることができないなどの理由から、被害が潜在化しやすく、そのニーズを把握することが困難な被害者に対する支援等についても、今後、検討していく必要がある。